

平成 17 年 6 月 7 日

会 社 名 株式会社ネクシーズ
本店所在地 東京都渋谷区桜丘町 20 番 4 号
代 表 者 代表取締役社長 近藤太香巳
上場取引所 (証券コード 4346 東証・大証一部)
問 合 せ 先 責任者役職名 専務取締役管理本部長
氏 名 松 井 康 弘
電話番号 (03) 5459-7444

各 位

新株式発行及び株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

平成 17 年 6 月 7 日開催の当社取締役会において、公募による新株式発行及び株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 公募による新株式発行の件

- (1) 発行新株式数 普通株式 120,000 株
- (2) 発行価額 日本証券業協会の定める公正慣習規則第 14 号第 7 条の 2 に規定する方式により発行価格決定日(平成 17 年 6 月 15 日(水)から平成 17 年 6 月 20 日(月)までの間のいずれかの日)に決定する。
- (3) 発行価額中資本に組入れない額 上記(2)により確定した発行価額から資本に組入れる額を減じた額とする。資本に組入れる額とは、当該発行価額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、日興シティグループ証券株式会社、イー・トレード証券株式会社、ワールド日栄フロンティア証券株式会社及びエース証券株式会社に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における価額(発行価格)は、発行価格決定日における株式会社東京証券取引所の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に 0.90~1.00 を乗じた価格(1 円未満端数切捨て)を仮条件として需要状況を勘案した上で決定する。
- (5) 引受契約の内容 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における価額(発行価格)から発行価額(引受人より当社に払い込まれる金額)を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 平成 17 年 6 月 21 日(火)から平成 17 年 6 月 23 日(木)まで。
なお、上記申込期間については、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあり、最も繰り上がった場合は、平成 17 年 6 月 16 日(木)から平成 17 年 6 月 20 日(月)までとなる。
- (7) 払込期日 平成 17 年 6 月 23 日(木)から平成 17 年 6 月 28 日(火)までの間のいずれかの日。
すなわち、上記「(6) 申込期間」に記載のとおり、需要状況を勘案した上で申込期間を繰り上げることがあり、それに伴って払込期日が最も繰り上がった場合は、平成 17 年 6 月 23 日(木)となる。

ご注意：この文章は当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。
投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出並びに株式売出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

- (8) 配 当 起 算 日 平成 17 年 4 月 1 日 (金)
- (9) 申 込 株 数 単 位 1 株
- (10) 発行価額、発行価額中資本に組入れない額、その他この新株式発行に必要な一切の事項は、当社代表取締役社長近藤太香巳に一任する。
- (11) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 株式売出しの件 (オーバーアロットメントによる売出し)

- (1) 売 出 株 式 数 普通株式 上限 18,000 株
- (2) 売 出 人 及 び 売 出 し 株 式 数 日興シティグループ証券株式会社 上限 18,000 株
 本売出しは、公募による新株式発行に伴い、その需要状況等を勘案し、日興シティグループ証券株式会社が行う売出しである。本売出しの売出株式数は上限を示したもので、需要状況により減少することがある。本売出しの対象となる当社普通株式は、本売出しのために日興シティグループ証券株式会社が当社株主である近藤太香巳より賃借する株式である。
- (3) 売 出 価 格 未定
 なお、公募による新株式発行の発行価格と同一とする。
- (4) 売 出 方 法 日興シティグループ証券株式会社が、公募による新株式発行の需要状況等を勘案し、当社株主である近藤太香巳より賃借する当社株式について追加的に売出しを行う。
 ただし、公募による新株式発行を中止した場合は、本株式売出しも中止する。
- (5) 申 込 期 間 公募による新株式発行の申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 公募による新株式発行の払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 1 株
- (8) 売出価格、その他この株式売出しに必要な一切の事項は、当社代表取締役社長近藤太香巳に一任する。
- (9) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 第三者割当による新株式発行の件

- (1) 発 行 新 株 式 数 普通株式 18,000 株
- (2) 発 行 価 額 公募による新株式発行の発行価額と同一とする。
- (3) 発行価額中資本に組入れない額 上記(2)により確定した発行価額から資本に組入れる額を減じた額とする。資本に組入れる額とは、当該発行価額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (4) 割当先及び割当株式数 日興シティグループ証券株式会社 18,000 株
- (5) 申 込 期 日 平成 17 年 7 月 25 日 (月) から平成 17 年 7 月 27 日 (水) までの間のいずれかの日。
 ただし、公募による新株式発行及び株式売出しの申込期間の終了する日の翌日から起算して30日目の日の3営業日後の日とする。
- (6) 払 込 期 日 平成 17 年 7 月 25 日 (月) から平成 17 年 7 月 27 日 (水) までの間のいずれかの日。
 ただし、(5)に記載の申込期日と同日とする。
- (7) 配 当 起 算 日 平成 17 年 4 月 1 日 (金)

ご注意：この文章は当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。
 投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出並びに株式売出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

- (8) 申込株数単位 1株
- (9) 発行価額、発行価額中資本に組入れない額、その他この新株式発行に必要な一切の事項は、当社代表取締役社長近藤太香已に一任する。
- (10) 前記各号については、第三者割当増資による新株式発行の発行価額の総額が1億円以上となる場合、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

以上

【ご参考】

1. オーバーアロットメントによる売出しについて

上記「1. 公募による新株式発行の件」に記載の募集においては、新規発行株式120,000株の募集を予定しておりますが、その需要状況を勘案し、18,000株を上限として、日興シティグループ証券株式会社が当社株主である近藤太香已より賃借する当社普通株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。

これに関連して、当社は、日興シティグループ証券株式会社に対して、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限(上限株数)に、第三者割当増資の割当を受ける権利(グリーンシュエーション)を、申込期間終了日の翌日から起算して30日目の日(営業日でない場合はその前営業日)を行使期限として付与する予定であります。また、日興シティグループ証券株式会社は、当社株主である近藤太香已より賃借する株式の返還を目的として、申込期間終了日の翌営業日からグリーンシュエーションの行使期限までの間、上限株数の範囲内で、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け(シンジケートカバー取引)を行う場合があります。なお、日興シティグループ証券株式会社は、安定操作で買付けた株式を当社株主である近藤太香已より賃借する株式の返還に充当する場合における当該株式数及びシンジケートカバー取引により買付けた株式数の合計数については、グリーンシュエーションを行使しない予定であります。したがって、本第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、日興シティグループ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか、もしくは上限株数に至らない株数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

2. 今回の公募増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	1,203,364株
公募増資による増加株式数	120,000株
公募増資後の発行済株式総数	1,323,364株
第三者割当増資による増加株式数	18,000株
第三者割当増資後の発行済株式総数	1,341,364株

3. 増資の理由(調達資金の用途)等

(1) 増資の理由(増資調達資金の用途)

今回の増資による手取概算額3,760,000千円については、借入金返済に2,995,680千円、社債償還に700,000千円、増加運転資金に64,320千円を、それぞれ充当する予定であります。

また、平成17年6月7日に同時に決議した第三者割当増資の手取概算額上限564,800千円(第三者割当増資における申込みが全部行われた場合の見込額)についても、全額を増加運転資金に充当する予定であります。

ご注意：この文章は当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。
投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出並びに株式売出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(2) 前回調達資金の用途の変更

平成 15 年 8 月 13 日払込の第三者割当による新株発行により 1,502,210 千円を調達しましたが、資金用途に変更はありません。

(3) 業績に与える見通し

現時点で収益への影響を計数的に算出することは不可能ですが、当社グループの業容拡大及び収益基盤の安定化に資するものと考えております。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しており、各期末の経営成績に応じた利益還元を実施すべく、配当性向や資本の充実を勧奨し、総合的に判断し実施してゆきます。

(2) 配当決定に当たっての考え方

当社は、株主配当金につきましては、将来にわたる安定配当の維持を基本とし、さらに、業績動向を勧奨して決定するものと考えております。

(3) 内部留保金の用途

内部留保金の用途につきましては、中長期的な財務体質の強化や新規事業展開に向けた積極的な企業活動の推進に必要な投資を行い、株主価値の向上を目指していく所存です。

(4) 過去 3 決算期間の配当状況等

	第 13 期	第 14 期	第 15 期
	平成 14 年 9 月期	平成 15 年 9 月期	平成 16 年 9 月期
1 株当たり当期純利益 または当期純損失 ()	3,938 円 60 銭	8,250 円 22 銭	1,174 円 67 銭
1 株当たり配当額 (1 株当たり中間配当金)	2,000 ()	2,500 ()	500 ()
実績配当性向	50.8%	30.3%	42.6%
自己資本利益率	2.5%	4.7%	6.2%
自己資本配当率	1.5%	1.6%	2.6%

(注)

1. 第14期から1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成14年9月25日 企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成14年9月25日 企業会計基準第4号)を適用しております。
2. 第13期より自己株式を資本に対する控除項目としており、また1株当たり当期純利益の各数値は発行済株式総数から自己株式数を控除して計算しております。
3. 各決算期の実績配当性向は、当該決算期間の1株当たり配当金を当該決算期間の1株当たり当期純利益で除した数値であります。
4. 各決算期の自己資本利益率は、当該決算期間の当期純利益を資本の部合計(期末・期首の平均)で除した数値であります。
5. 各決算期の自己資本配当率は、当該決算期間の配当総額を資本の部合計(期末・期首の平均)で除した数値であります。

ご注意：この文章は当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。
投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出並びに株式売出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

6. 平成13年11月30日付をもって、1株を3株に分割しております。
平成15年11月20日付をもって、1株を5株に分割しております。
平成16年5月20日付をもって、1株を2株に分割しております。
7. 当社は、以下の通り新株式の発行を行っております。
平成15年8月13日 有償第三者割当 3,310株

- (5) 過去の利益配分ルールへの遵守状況
該当事項はありません。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報等

該当事項はありません。

(3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

発行形態	発行日	発行株数	発行価格
第三者割当増資	平成15年8月13日	3,310株	453,840円

過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成14年9月期	平成15年9月期	平成16年9月期	平成17年9月期
始 値	125,000円	173,000円	300,000円	187,000円
高 値	226,000円	1,230,000円	600,000円 300,000円	236,000円 59,000円
安 値	124,000円	156,000円	112,000円	30,100円
終 値	181,000円	310,000円	193,000円	32,800円
株 価 収 益 率	15.4倍	78.7倍	233.9倍	111.7倍

(注)

1. 当社株式は平成14年3月6日に大阪証券取引所に上場されましたので、平成14年9月期は平成14年3月6日以降の株価を記載しております。また、当社は平成16年11月11日をもって東京証券取引所に上場しましたので、平成16年11月11日以降の株価は東京証券取引所におけるものであります。
2. 平成17年9月期の株価については、平成17年6月6日現在で記載しております。
3. 印は、株式分割による権利落後の株価であります。
4. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を1期前の1株当たり当期純利益で除した数値であります。なお、平成16年9月期の株価収益率は、平成15年9月期の1株当たり当期純利益を10で除して得た数値を使用しております。(平成15年11月20日付をもって普通株式1株を普通株式5株に、平成16年5月20日付をもって普通株式1株を普通株式2株に分割しているため)。また、平成17年9月期の株価収益率は、平成16年9月期の1株当たり当期純利益を4で除して得た数値を使用しております。(平成17年5月20日付をもって普通株式1株を普通株式4株に分割しているため)。

ご注意：この文章は当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。
投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出並びに株式売出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(4) ロックアップについて

本募集及び売出しに関し、当社は、主幹事会社との間で、本募集に係る元引受契約締結日から180日間は当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行または売却（株式分割及びストックオプション等に関わる発行を除く。）を行わないことに合意しております。

なお、主幹事会社はその裁量で当該合意内容を一部もしくは全部につき解除し、またはその制限期間を短縮する権限を有しております。

以 上

ご注意：この文章は当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。
投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出並びに株式売出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。